

## 日本版インフォメーション・ノーティスの制度案

令和4年1月12日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和3年10月20日の第39回原子力規制委員会において、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について議論された。

今回は、その際の議論を踏まえ、原子力規制庁内で検討した名称及び発出要領の内容について報告するもの。

### 2. 名称

原子力規制庁内で公募した結果から、名称は「被規制者向け情報通知文書」とする。なお、通称（英語名）を「NRA Information Notice」とする（公募結果は参考資料）。

### 3. 発出要領

発出要領は別添案とし、「原子力規制委員会行政文書管理要領」（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）に基づき原子力規制庁長官決裁で施行（改正を含む。）する。発出要領の骨子は以下のとおり。

○東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえ、被規制者等による継続的な改善を将来にわたって維持発展させるため、原子力規制庁の担当部署において規制上関係する被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、迅速かつ柔軟に通知することを可能とし、併せて被規制者等とのコミュニケーションの円滑化の一助とすることを目的とする。

○本文書は、被規制者等に対して作為及び不作為を求めるものとし、そのため、「原子力規制委員会指示文書等発出要領」（平成24年9月19日原子力規制委員会委員長決定）におけるNRA文書には該当しないことを、発出要領において明らかにする。

○公表文書に番号を付し、発出したものは全てホームページ上で閲覧可能とする。非公開情報については具体的な内容は記載せず、関係者のみの情報共有とする（ホームページには廃止したものも含め、事実上半永久的に掲載する。）。

○発出にあたっては、主管課等の長による文書決裁とし、内容については、発出前に担当指定職による確認及び法令審査室によるNRA文書に該当しないことの確認を経る運用とする。

### 4. 今後のスケジュール

発出要領の決裁の後、施行する。

日本版インフォメーション・ノーティス名称公募結果

名称案
<ul style="list-style-type: none"><li>・原子力規制共有文書（通称：原規書、げんきしょ） 英名：NRA インフォメーションノーティス</li><li>・原子力規制 発信情報</li><li>・気付情報</li><li>・情報通知</li><li>・通知</li><li>・お知らせ</li><li>・瓦版</li><li>・参考情報</li><li>・注意情報</li><li>・注意喚起</li><li>・注目情報</li><li>・被規制者向け情報</li><li>・原子力規制上の懸念情報共有文書</li><li>・原子力安全に係る懸念情報共有文書</li><li>・安全懸念情報共有文書</li><li>・施設等の安全性向上に係る原子力規制委員会からの情報共有文書</li><li>・原子力事例等周知文書</li><li>・原子力事例等周知連絡</li><li>・注意情報等のお知らせ</li><li>・原子力安全情報</li><li>・NRA レター</li><li>・NRA 安全情報</li><li>・NRA ノーティス</li><li>・NRA 報</li><li>・原子力規制庁 関心情報</li><li>・原子力規制庁 懸念事項</li><li>・原子力規制庁 注視情報</li><li>・原子力事業者へのお知らせ</li><li>・被規制者へのお知らせ</li><li>・原子力安全注意情報</li><li>・安全注意情報</li><li>・セキュリティー注意情報</li><li>・規制要求外情報</li><li>・原子力規制教示情報</li><li>・原子力安全注目情報</li><li>・注意喚起情報</li><li>・注視事案（案件）情報</li><li>・着目案件（事案）情報</li><li>・注目事案情報</li><li>・原子力規制委員会注意喚起発出文書</li><li>・原子力規制情報</li></ul>

制定 令和 4 年〇月〇日 原規規発第〇〇〇〇号

「被規制者向け情報通知文書」の運用要領を次のように定める。

令和 4 年〇月〇日

原子力規制庁長官

「被規制者向け情報通知文書」発出要領  
(案)

## 1. 目的

本要領は、2. に記載する被規制者向け情報通知文書について、発出する文書内容、手続き及び文書の様式等を定めることにより、透明性の確保並びに文書の一覧性の向上及び適切な管理を図ることを目的とする。

## 2. 被規制者向け情報通知文書の定義及び本要領の適用対象

東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえ、被規制者等<sup>1</sup>による継続的な改善を将来にわたって維持発展させるため、原子力規制庁の担当部署において規制上関係する被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、迅速かつ柔軟に通知することを可能とし、併せて被規制者等とのコミュニケーションの円滑化の一助とすることを目的として、当該情報を共有するための文書を発出することとし、これを被規制者向け情報通知文書と呼ぶ。

なお、被規制者向け情報通知文書（以下「本文書」という。）は、被規制者等に対して作為及び不作為を要請するために発出してはならない。

本文書の適用対象となる情報としては、例えば以下のものが考えられる。

- ・ 技術情報検討会の情報
- ・ 検査気付き事項

---

<sup>1</sup> ※本要領における「被規制者等」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）の規制対象となる者、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の規制対象となる者、これらに関連する製造事業者並びにそれらの子会社及びそれらの団体（電気事業連合会等並びに委員会が所管する独立行政法人をいう。）をいう。

### 3. 処理要領

本文書は以下の手続に従い発出することとする。

(1) 本文書は、起案及び決裁を要するものとする。

(2) 主管課等は、文書の案を作成し、担当指定職による確認を経て、その内容が「原子力規制委員会指示文書等発出要領」(平成24年9月19日原子力規制委員会委員長決定)に基づくNRA文書に該当しないことについて総務課法令審査室の確認を受けた後、起案するものとする。決裁については、総務課法令審査室に合議、原子力規制企画課に対して同報とし、主管課等の長による決裁とする\*。文書整理番号は、主管課等において後述の公表リストを参照の上、付番する。

※原子力規制委員会行政文書管理要領 別表第2(共通事項)(1)一般共通事項 34

(3) 本文書は、主管課等の長名で発出するものとする。

(4) 通知内容の公表は、原子力規制委員会ホームページにて行うこととする。また、併せて公表リストも掲載することとし、記載事項は、以下のとおりとする。

①文書整理番号

②件名(内容が非公開情報で件名を公表することが適切ではない場合には、件名を変更することができることとする)

③担当する主管課等(起案決裁部門の名称)

④改訂状況(改訂前の文書も引き続き掲載する)

⑤その他(廃止した場合には、廃止年月日を記載する)

(5) 以下の方法により、文書発出毎に文書番号を付すこととする。文字種は全て半角英数字とする。

①NIN(通し番号) - (西暦) - (日付+非公開コード) - (分野コード) (\_改廃状況コード)

(※備考)

・NINは”NRA Information Notice”の略。

・通し番号は、年度によらず付番(発出数管理のため)。

・西暦は4桁の数値で記入(例:2021年であれば”2021”)

・日付は4桁の数値で記入(例:4月1日であれば”0401”、12月12日であれば”1212”。)※西暦及び日付は、作成又は改定した日とする。

・非公開の場合は、日付の後に”s”を付記。

・分野コードは以下のとおり。

放射性同位元素規制関係:ri、保障措置関係:sg、核物質防護関係:pp、

緊急時対応関連:em、技術情報関係:tc、その他原子力規制関係:nu

・改廃状況は以下のとおり。該当しなければ記入不要。

改訂した場合（改訂回数）：半角で” rev 回数”

（例：1回の改訂→半角で” rev1”）

廃止した場合：\* ※廃止した日付については、公表リストに別途記載する。

（文書番号例 NIN25-20210401-nu、NIN1-20210401s-pp\_rev2、  
NIN123-20211212-nu\_\*）

②文書はPDF形式で掲載することとし、文書番号をファイル名とする。

- （6）発出後にその内容に改訂が必要と判断した場合は、発出時と同様の手続きを行い、文書の内容を一部改訂することができる。その際、改訂文書内において修正箇所の下線を付す等により改訂内容を明示した上で、ホームページ上の改訂前の文書の下欄に掲載することとする。
- （7）発出後に当該文書を廃止することが適当であると判断した場合は、発出時と同様の手続きを行い、文書を廃止することができる。なお、文書を廃止した場合には、公表リストに廃止した旨を日付とともに記載する。
- （8）本文書の発出実績については、四半期毎に原子力規制委員会に報告することとする。ただし、当該期間に発出文書がない場合は、この限りではない。
- （9）被規制者等による継続的な改善を維持発展させるという基本理念に照らし、過去の原子力規制庁の問題意識の変遷をたどれるようにするため、発出した文書（廃止したのも含む。）は全て原子力規制委員会ホームページ上に掲載することとする。
- （10）行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に基づく不開示情報、原子力規制委員会行政文書管理規則第29条等に該当する非公開の情報が含まれる場合は、検索性に配慮し題名のみを記載した文書を公表することとし、具体的な内容を含む文書は、開示可能な関係者内のみに対して発信する。

#### 4. 文書の様式について

- （1）本文書の発出に当たっては、後日原子力規制庁外からの問い合わせに対応するため、原子力規制庁の担当課等の名を記載する。
- （2）様式は、原則として、別添をもとにして作成することとする。

## 5. 本要領の改訂手続等について

- (1) 本要領の改訂を含む管理（策定及び改正の起案）は原子力規制企画課にて行うこととする。
- (2) 各部門における本要領改正に関する提案等については、随時原子力規制企画課にて受け付け、改正の要否は原子力規制企画課にて検討し、総務課法令審査室の確認の上、必要に応じて改訂することとする。

## 附則

この規程は、令和4年〇月〇日から施行する。

NIN14-20210401-nu\_rev2<sup>2</sup>

「原子力規制検査において発見された（技術情報検討会で報告された）〇〇〇事案から得られた教訓について」 ※検索性に配慮して記載

令和3年（2021年）8月1日

## 1. 対象となる被規制者

発電用原子炉設置者、再処理施設、加工施設（ただし廃止措置計画が認可された施設を除く）。

## 2. 目的

本件事案が、これまで経験されたことがなく、かつ他の原子力に関わる施設においても発生するおそれがあるため、情報を共有するものである。なお、本件に関して作為又は不作為を求めるものではない。 ※発信するに至った問題意識の概要を記載

## 3. 事案概要

(1) 関連する基準、ガイド、規格等 ※学術論文、過去のInformation Noticeを含む  
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則  
（第〇条、第〇条 以下「設置許可基準」という。）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則  
（第〇条、第〇条 以下「技術基準」という。）

JEAG〇〇〇〇-〇〇〇〇「〇〇〇の方法」

A.Einstein, 1948 : A Generalized Theory of Gravitation, *Rev. Mod. Phys.* **20**, 35  
IN1970-0105-rev4

(2) 規制側の問題意識 ※検索性を高めるために主なキーワードを含める

〇〇株式会社〇〇発電所〇号機（通常運転中）において、検査ガイド「〇〇〇」を参照した原子力規制検査を実施していたところ、〇〇のような事案が発見された。

本件は、海外において〇〇として知られており、本件が放置された状態で、将来〇〇が発生すると、〇〇の安全機能が損なわれ、〇〇の事態に対処できなくなる可能性が考えられる（技術基準第〇条に違反する可能性）。

担当検査官において議論した結果、事案の重要性そのものは低いが、〇〇が認識されていなかったことは新たな知見であり、共有されるべきと考えたもの。

## 4. 発出責任者

原子力規制庁 原子力規制部 〇〇監視部門

（担当検査官 〇〇主任監視指導官、〇〇検査官（〇〇事務所））

<sup>2</sup> 本文書を出典として引用する場合の表記例は以下のとおりとする。

“原子力規制庁 被規制者向け情報通知文書「原子力規制検査において発見された（技術情報検討会で報告された）〇〇〇事案から得られた教訓について」 NIN14-20210401-nu\_rev2”

NIN156-20210401s-pp\_rev2<sup>3</sup>

「敷地内入構時の本人確認について」

※題名だけは記載し、その他は非開示とする。検索性に配慮して記載

※別途非公開情報としての例①を作成し、開示可能な関係者内のみ発信。

令和3年(2021年)8月1日

### 1. 対象となる被規制者

発電用原子炉設置者、再処理施設、加工施設(ただし廃止措置計画が認可された施設を除く)。

### 2. 目的及び事案概要

本件事案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第○項第○号及び原子力規制委員会行政文書管理規則第29条に該当する情報のため、非公開とする。なお、本件に関して作為又は不作為を求めるものではない。

### 3. 発出責任者

原子力規制庁 核セキュリティ部門

(担当検査官 ○○主任監視指導官、○○検査官(○○事務所))

<sup>3</sup> 本文書を出典として引用する場合の表記例は以下のとおりとする。

“原子力規制庁 被規制者向け情報通知文書「敷地内入構時の本人確認について」NIN156-20210401s-pp\_rev2”



○米国の文書体系 (NRCホームページより転載)

■Bulletins

Typically contain urgent requests for information or actions relative to the NRC's regulatory arena and typically require responses.

■Generic Letters

Typically request information or actions relative to the NRC's regulatory arena and typically require responses.

■Regulatory Issue Summaries

Typically communicate or clarify NRC technical or policy positions on regulatory matters. They may also request the voluntary participation in activities or the voluntary submittal of information which will assist the NRC in the performance of its functions.

■Information Notices

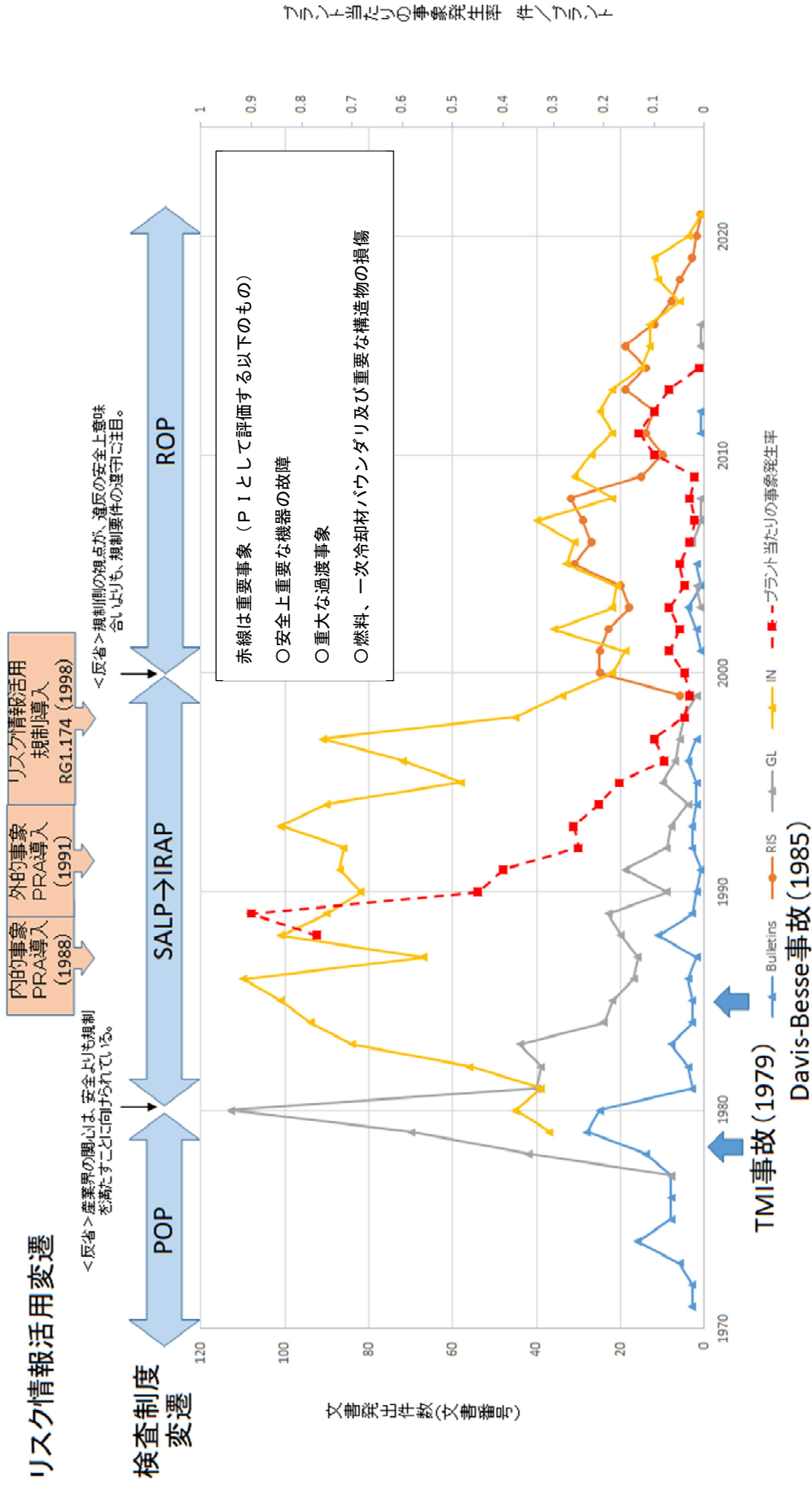
Transmit information focused on operational events or analytical experience.

■Security Advisories

Security Advisories (SAs) communicate urgent, time-sensitive, operational information directly relating to the security and common defense of national infrastructure under NRC's cognizance.

SAs are operational in nature and are issues in response to urgent situations or recently identified vulnerabilities.

# 米国NRCにおける文書発出実績の推移



出典: NRCホームページ、2020/1/14 第1回原子力委員会資料(東京大学近藤寛子氏)、原子力白書